

# 1

令和4年第5回

多治見市議会定例会議案

令和4年11月18日



## 目 次

報第26号	専決処分の報告について	1
報第27号	専決処分の報告について	2
承第4号	専決処分の承認を求めるについて	3
議第99号	多治見市市政基本条例の一部を改正するについて	4
議第100号	多治見市職員退職金支給条例及び平成元年4月分から同年7月分までの遺族年金に係る加算の年額等の特例に関する条例を廃止するについて	5
議第101号	多治見市介護保険高額介護サービス費等貸付基金条例及び多治見市国民健康保険高額療養費貸付基金条例を廃止するについて	6
議第102号	多治見市個人情報保護法に基づく開示請求に関する条例を制定するについて	8
議第103号	多治見市死者情報の開示に関する条例を制定するについて	15
議第104号	多治見市南姫財産区の事務に関する条例を制定するについて	20
議第105号	多治見市職員の定年等に関する条例の全部を改正するについて	21
議第106号	定年延長制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについて	32
議第107号	多治見市議会議員及び多治見市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び多治見市議会議員及び多治見市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正するについて	45
議第108号	多治見市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正するについて	47
議第109号	多治見市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正するについて	49
議第110号	多治見市職員の給与に関する条例等の一部を改正するについて	50
議第111号	多治見市子育て支援会議条例の一部を改正するについて	58
議第112号	多治見市勤労者センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正するについて	59
議第119号	工事請負契約の締結について	61
議第120号	工事請負契約の締結について	62

議第121号	工事請負契約の締結について	63
議第122号	公有財産の無償貸付けについて	64
議第123号	土地の取得について	65
議第124号	指定管理者の指定について	66
議第125号	指定管理者の指定について	67
議第126号	指定管理者の指定について	68
議第127号	東濃5市消防通信指令事務協議会規約を定める協議について	69
議第128号	東濃西部広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う規約の変更に関する協議について	73

報第26号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和4年11月18日提出

多治見市長 古川 雅典

専第11号

損害賠償の額を定めるについて

令和4年6月15日午前10時50分頃、市之倉町5丁目地内の国道248号線において、同線を北進中の本市職員（市民課所属）が運転する公用車が、同線に西から進入してきた軽自動車と衝突し、同車両右フロントバンパー、右フロントフェンダー等を破損させ、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を次のとおり定めるについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和4年9月9日

多治見市長 古川 雅典

損害賠償額 一金 6,900円

報第27号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和4年11月18日提出

多治見市長 古川 雅典

専第12号

損害賠償の額を定めるについて

令和4年8月20日午前6時55分頃、市内大藪町字大山地内において、市道912700線を北東方向に走行中の普通自動車が、道路上の落石を踏み、同車両左前部のタイヤを破損させ、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を次のとおり定めるについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和4年9月16日

多治見市長 古川 雅典

損害賠償額 一金 12,309円

承第4号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和4年度多治見市一般会計補正予算（第4号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和4年11月18日提出

多治見市長 古川 雅典

専第13号

令和4年度多治見市一般会計補正予算（第4号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和4年10月11日

多治見市長 古川 雅典

議第99号

多治見市市政基本条例の一部を改正するについて

多治見市市政基本条例（平成18年条例第41号）の一部を次のように改正するものとする。

令和4年11月18日提出

多治見市長 古川 雅典

多治見市市政基本条例の一部を改正する条例

多治見市市政基本条例（平成18年条例第41号）の一部を次のように改正します。  
第31条第3項を削ります。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行します。

議第100号

多治見市職員退職金支給条例及び平成元年4月分から同年7月分までの遺族年金に係る加算の年額等の特例に関する条例を廃止するについて

多治見市職員退職金支給条例（昭和23年告示第101号）及び平成元年4月分から同年7月分までの遺族年金に係る加算の年額等の特例に関する条例（平成2年条例第1号）を次のように廃止するものとする。

令和4年11月18日提出

多治見市長 古川 雅典

多治見市職員退職金支給条例及び平成元年4月分から同年7月分までの遺族年金に係る加算の年額等の特例に関する条例を廃止する条例  
次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 多治見市職員退職金支給条例（昭和23年告示第101号）
- (2) 平成元年4月分から同年7月分までの遺族年金に係る加算の年額等の特例に関する条例（平成2年条例第1号）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第101号

多治見市介護保険高額介護サービス費等貸付基金条例及び多治見市国民健康保険高額療養費貸付基金条例を廃止するについて

多治見市介護保険高額介護サービス費等貸付基金条例（平成12年条例第6号）及び多治見市国民健康保険高額療養費貸付基金条例（昭和53年条例第3号）を次のように廃止するものとする。

令和4年11月18日提出

多治見市長 古川 雅典

多治見市介護保険高額介護サービス費等貸付基金条例及び多治見市国民健康保険高額療養費貸付基金条例を廃止する条例

多治見市介護保険高額介護サービス費等貸付基金条例（平成12年条例第6号）及び多治見市国民健康保険高額療養費貸付基金条例（昭和53年条例第3号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次条から第4条までの規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例の施行の日前において、この条例による廃止前の多治見市介護保険高額介護サービス費等貸付基金条例第1条に規定する多治見市介護保険高額介護サービス費等貸付基金に属する現金は、介護保険事業特別会計歳入歳出予算に計上して、多治見市介護保険給付準備基金条例（平成12年条例第5号）第1条に規定する多治見市介護保険給付準備基金に編入する。

2 この条例の施行の日前において、この条例による廃止前の多治見市国民健康保険高額療養費貸付基金条例第1条に規定する多治見市国民健康保険高額療養費貸付基

金に属する現金は、国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算に計上して、多治見市国民健康保険財政調整基金条例（昭和47年条例第29号）第1条に規定する多治見市国民健康保険財政調整基金に編入する。

（多治見市介護保険高額介護サービス費等貸付基金条例の一部改正）

第3条 多治見市介護保険高額介護サービス費等貸付基金条例の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

2 第8条第1項の規定による申請の期限は、同項の規定にかかわらず、令和4年12月28日までとする。

（多治見市国民健康保険高額療養費貸付基金条例の一部改正）

第4条 多治見市国民健康保険高額療養費貸付基金条例の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

4 第8条第1項の規定による申請の期限は、同項の規定にかかわらず、令和4年12月28日までとする。

議第102号

多治見市個人情報保護法に基づく開示請求に関する条例を制定するにつ  
いて

多治見市個人情報保護法に基づく開示請求に関する条例を次のように制定するもの  
とする。

令和4年11月18日提出

多治見市長 古川 雅典

多治見市個人情報保護法に基づく開示請求に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第108条の規定に基づき、多治見市の機関（議会を除く。）に対する法第76条の規定による開示請求について、必要な事項を定めるものとする。

(開示決定等の期限)

第2条 法第83条第1項の規定にかかわらず、同項中「30日」とあるのは「14日」とする。

(開示決定等の期限の特例)

第3条 法第84条の規定にかかわらず、同条中「60日」とあるのは「44日」とする。

(手数料)

第4条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料は、無料とする。

2 写しの交付による開示に係る写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律

(令和3年法律第37号)附則第1条第7号に掲げる規定(同法第51条の規定に限る。)の施行の日から施行する。

(旧条例の廃止)

第2条 多治見市個人情報保護条例(平成8年条例第25号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定の施行の日前に旧条例第13条第1項、第17条若しくは第19条の2又は第20条の2第1項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する旧個人情報の開示、訂正、削除及び利用停止については、なお従前の例による。

第4条 次に掲げる者に係る旧条例第3条第2項、第25条第3項及び第25条の2第3項の規定によるその職務又は業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない義務については、附則第2条の規定の施行後も、なお従前の例による。

(1) 附則第2条の規定の施行の際現に旧条例第2条第2号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又は附則第2条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同条の規定の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) 附則第2条の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報に係る業務の委託を受けていたもの又はその業務に従事していた者

(3) 附則第2条の規定の施行前において地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、公の施設の管理を行うこととされたもの又はその管理する公の施設の管理の業務に従事していた者

2 前項第1号に掲げる者に係る旧条例9条第1項及び第3項に規定する旧個人情報(旧条例第2条第6号に規定する特定個人情報(以下「特定個人情報」という。))を除く。)の目的外利用又は外部提供を行ってはならない義務、旧条例9条の2第1項及び第2項ただし書に規定する特定個人情報の収集した目的以外の目的のための利用をしてはならない義務並びに同条第3項に規定する特定個人情報の提供をしてはならない義務については、附則第2条の規定の施行後も、なお従前の例による。

3 附則第2条の規定の施行の際現に旧条例第24条第1項に規定する多治見市個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)の委員である者又は附則第2条の規定の

施行前において審議会の委員であった者に係る旧条例第24条第5項の規定によるその職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、附則第2条の規定の施行後も、なお従前の例による。

第5条 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、附則第2条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第32条に規定する個人情報ファイル（その全部若しくは一部を複製し、又は加工したものを含む。）を附則第2条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 附則第2条の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は同条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 前条第1項第2号及び第3号に掲げる者

2 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た附則第2条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報を同条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前2項の罪を犯したときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

4 前3項の規定は、本市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者に対しても適用する。

5 附則第2条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

(多治見市情報公開条例の一部改正)

第6条 多治見市情報公開条例（平成9年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「であって」の次に「、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして」を加え、同号に次のただし書を加える。

ただし、次に掲げるものを除く。

ア 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

イ 公文書館、研究所、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設として市長が指定する施設において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究

用の資料として別に規則で定める方法により特別の管理がされているもの

第6条第2項ただし書を削り、同項第1号中「及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報」を削り、「が識別され、又は識別され得るもののうち通常他人に知られたくないと認められるもの」を「を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に改め、同号ア及びイを次のように改める。

ア 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

第6条第2項第1号ウ中「、氏名」を削り、同号の次に次の1号を加える。

(1)の2 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

第6条第2項第2号中「公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益が明らかに損なわれると認められる」を「次に掲げる」に改め、同号ただし書中「違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活」を「人の生命、健康、生活又は財産」に改め、同号に次のように加える。

ア 公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

第6条第2項第3号を次のように改める。

(3) 公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある情報

第6条第2項第4号中「又は自由な意思決定に著しい支障が生じることが明らかな」を「若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある」に改め、同項第5号中「著しい」を削り、「明らかな」を「ある」に改め、同号ウを同号オとし、同号にエとして次のように加える。

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

第6条第2項第5号イを同号ウとし、同号ア中「又は試験」を「、試験又は租税の賦課若しくは徴収」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

第6条第2項第5号に次のように加える。

カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

第7条の次に次の1条を加える。

(公益上の理由による裁量的公開)

第7条の2 実施機関は、公文書に第6条の規定により公開しないことができる情報(第6条第2項第1号の2に掲げる情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、当該公文書を公開することができる。

第13条第2項を削る。

(多治見市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

第7条 前条の規定による改正後の多治見市情報公開条例第2条、第6条及び第7条の2の規定は、前条の規定の施行の日以後に多治見市情報公開条例第9条の規定によりされた公開請求について適用し、同日前にされた公開請求については、なお従前の例による。

(多治見市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第8条 多治見市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和52年条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表中「個人情報保護審議会委員」を削る。

(多治見市手数料条例の一部改正)

第9条 多治見市手数料条例(昭和28年条例第27号)の一部を次のように改正する。

別表22の項の次に次のように加える。

22の2	個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。この項及び次項において「法」という。)第119条第3項の規定により納めなければならない手数料	1件につき	21,000円に次の各号に掲げる額の合計額を加算した額 (1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円 (2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額(当該委託をする場合に限る。)	
22の3	法第119条第4項の規定により納めなければならない手数料	1件につき	次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 次号に掲げる者以外の者 法第115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第3項の規定により納めなければならない手数料の額と同一の額 (2) 法第115条(法第118条第2項において準用する場合を含む。)の	

			規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円	
--	--	--	---	--

議第103号

多治見市死者情報の開示に関する条例を制定するについて

多治見市死者情報の開示に関する条例を次のように制定するものとする。

令和4年11月18日提出

多治見市長 古川 雅典

多治見市死者情報の開示に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、死者情報の開示について特別の措置を講じることにより、死者に関して有する財産並びに権利及び義務（以下「財産等」という。）の効果的な探索及び実現を可能とし、もって市民生活の安定に資することを目的とする。

(情報公開条例との関係)

第2条 多治見市情報公開条例（平成9年条例第22号。以下「情報公開条例」という。）の規定がこの条例の規定に矛盾し、又は抵触する場合には、この条例の規定が優先する。

(定義)

第3条 この条例において「死者情報」とは、情報公開条例第6条第2項第1号に規定する個人に関する情報であって、当該個人が生存していないものをいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例における用語の意義は、情報公開条例の例による。

(実施機関の責務)

第4条 実施機関は、死者情報がみだりに開示されることのないように最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第5条 この条例により死者情報の開示を受けた者は、これによって得た情報をこの

条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

(開示することができる死者情報)

第6条 実施機関は、次の各号に掲げるものから請求があったときは、当該各号に定める死者情報を開示することができる。

(1) 死者を被相続人とする民法(明治29年法律第89号)第5編第2章に定める相続人(廃除された者を含み、放棄をした者を除く。)

ア 当該死者から相続する財産等に関する情報(探索及び特定に必要な情報を含む。以下この項において同じ。)

イ 不法行為による損害賠償請求権であって当該死者の死に起因するものに関する情報

(2) 遺言により当該死者から財産等の遺贈を受けた者 当該死者から遺贈を受けた財産等に関する情報

(3) 契約により当該死者に対し債権を有するもの又は債務を負うもの 当該死者に対し有する債権又は債務に関する情報

(4) 死者が成年に達していなかった場合における当該死者の親権者及び未成年後見人 不法行為による損害賠償請求権であって当該死者の死に起因するものに関する情報

(5) 死者の死亡の際、当該死者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者及び主に当該死者の収入により生計を営んでいた者 不法行為による損害賠償請求権であって当該死者に起因するものに関する情報

(6) 他の実施機関並びに国及び他の地方公共団体

ア 事務及び事業の執行上必要な情報

イ 当該死者の名誉に資する情報

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、請求の対象となっている死者情報が情報公開条例第6条第2項各号のいずれかに該当するとき(同項第1号については同号中「個人」を「請求の対象となっている死者以外の個人」と読み替えて適用したときに該当する場合に限る。)は、当該死者情報の全部又は一部について開示しないことができる。

(死者情報の部分開示)

第7条 実施機関は、前条第1項の規定により開示することができる情報とそれ以外

の情報とが併せて記録されている場合は、これを可能な限り区分し、前条第2項に規定する情報が記録されている部分を除いて、死者情報を開示しなければならない。

(死者情報の存否に関する情報)

第8条 実施機関は、死者情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）に係る死者情報が存在しているかどうかを答えるだけで、特定の個人の生命、身体又は名誉が侵害されると認められる場合は、当該死者情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求の手続)

第9条 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、次の事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつてはその代表者の氏名
- (2) 請求しようとする死者情報を特定するために必要な事項
- (3) 死者情報の開示の方法
- (4) その他実施機関が定める事項

2 前項に規定する請求書の提出に当たっては、請求者と死者との関係その他の当該請求が第6条第1項各号のいずれかに該当することを証する書類を添付しなければならない。

(開示の決定)

第10条 実施機関は、開示請求に係る死者情報の全部を開示するときは、開示する旨の決定をし、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、その旨を書面により速やかに通知しなければならない。

2 実施機関は、第7条の規定により、開示請求に係る死者情報の一部を開示するときは、部分開示する旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により速やかに通知しなければならない。

3 実施機関は、開示請求に係る死者情報の全部を開示しないとき（第8条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る死者情報を保有していないときを含む。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により速やかに通知しなければならない。

4 前2項の規定による決定をしたときは、前2項に規定する書面に、その理由を記

さなければならない。

- 5 第1項から第3項までの決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった翌日から起算して14日以内にしなければならない。
- 6 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、当該期間をその満了する日の翌日から起算して28日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、書面により延長する理由及び期間を開示請求者に通知しなければならない。
- 7 実施機関は、第1項から第3項までの決定をする場合において、当該決定に係る公文書に当該実施機関以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、必要に応じて、あらかじめ当該第三者に対しその旨を書面により通知し、意見を聴くことができる。

（開示の方法）

第11条 実施機関は、死者情報の開示をする旨の決定をしたときは、文書、図画又は写真（第3項及び次条第2項において「文書等」という。）については閲覧又は写しの交付により、フィルムについては視聴に供することにより、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関の定める方法により、速やかに、開示請求者に対し当該死者情報の開示をしなければならない。

- 2 死者情報の開示は、実施機関が前条第1項から第3項までに規定する通知書で指定する日時及び場所において行う。
- 3 実施機関は、死者情報の開示にあたり、文書等の閲覧をさせることにより、当該文書等が汚損され、又は破損されるおそれがあるとき、死者情報の部分開示をするとき、その他相当の理由があるときは、当該文書等の写しにより死者情報の開示をすることができる。

（費用負担）

第12条 死者情報の開示に係る手数料は、無料とする。

- 2 死者情報の開示にあたり、文書等の写しの交付を行う場合における当該文書等の写しの作成及び送付に要する費用は、請求者の負担とする。

（他の制度との調整等）

第13条 実施機関は、他の法令等の規定による開示については、この条例を適用しないものとする。

(不服申立てがあった場合の手続)

第14条 実施機関は、死者情報の開示の請求について実施機関が行った決定に関し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく不服申立てがあったときは、同法第43条第1項各号に掲げる場合を除き、速やかに是正請求審査会（多治見市是正請求手続条例（平成21年条例第42号）第31条第1項に規定する是正請求審査会をいう。以下同じ。）に諮問しなければならない。

(調査権限)

第15条 是正請求審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、開示決定等に係る公文書の提示を求めることができる。

2 実施機関は、是正請求審査会から前項の規定による求めがあったときには、これを拒んではならない。

3 是正請求審査会は、必要があると認められるときは、実施機関に対し、開示決定等に係る死者情報の内容を是正請求審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、是正請求審査会に提出するよう求めることができる。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議第104号

多治見市南姫財産区の事務に関する条例を制定するについて

多治見市南姫財産区の事務に関する条例を次のように制定するものとする。

令和4年11月18日提出

多治見市長 古川 雅典

多治見市南姫財産区の事務に関する条例

別に条例の定めがあるものを除き、多治見市南姫財産区の事務については、多治見市の例による。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
  - (1) 多治見市南姫財産区の財産区管理会の財産区管理委員の公務災害補償に関する条例（昭和43年条例第11号）
  - (2) 多治見市南姫財産区情報公開条例（平成17年条例第46号）
  - (3) 多治見市南姫財産区個人情報保護条例（平成17年条例第47号）
- 3 この条例の施行の日前に多治見市南姫財産区情報公開条例の規定により例によることとされた多治見市情報公開条例（平成9年条例第22号）第9条の規定による公開請求がされた場合における同条例に規定する公文書の公開並びに多治見市南姫財産区個人情報保護条例の規定により例によることとされた多治見市個人情報保護条例（平成8年条例第25号）第13条第1項、第17条若しくは第19条の2又は第20条の2第1項の規定による請求がされた場合における同条例に規定する個人情報の開示、訂正、削除及び利用停止については、なお従前の例による。

議第105号

多治見市職員の定年等に関する条例の全部を改正するについて

多治見市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第20号）の全部を次のように改正するものとする。

令和4年11月18日提出

多治見市長 古川 雅典

多治見市職員の定年等に関する条例

多治見市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第20号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年制度（第2条—第5条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条—第11条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条）

第5章 雑則（第13条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）

第22条の4第1項及び第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項及び第2項並びに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 定年制度

（定年による退職）

第2条 職員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の3月31日

(以下「定年退職日」という。)に退職する。

(定年)

第3条 職員の定年は、年齢65年とする。

(定年による退職の特例)

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該定年退職日まで当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の

翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合及び前項の規定により期限を延長する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

5 前各項の規定を実施するために必要な手続は、規則で定める。

(定年に関する施策の調査等)

第5条 市長は、職員の定年に関する事務の適正な運営を確保するため、職員の定年に関する制度の実施に関する施策を調査研究し、その権限に属する事務について適切な方策を講ずるものとする。

### 第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、多治見市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第2号)第9条の3第1項及び多治見市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年条例第33号)第4条の2第1項に規定する職とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有する

と認められる職に、降任等をする事。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

(3) 当該職員他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上で状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲

げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規

定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

#### 第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後における各年の3月31日に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

#### 第5章 雑則

第13条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
ただし、附則第8条の規定は、公布の日から施行する。

(定年に関する経過措置)

第2条 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

第3条 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この条において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後最初の4月1日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(勤務延長に関する経過措置)

第4条 任命権者は、施行日前にこの条例による改正前の多治見市職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。附則第2条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日

までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第5条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条及び次条において「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

（1） 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者

（2） 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

（3） 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

（4） 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。）をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第6条 任命権者は、令和3年改正法附則第6条第1項の規定により、前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をい

う。以下同じ。)に係る旧条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年(施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢)をいう。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、令和3年改正法附則第6条第1項の規定により、前条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条において同じ。)に達している者(新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第7条 任命権者は、基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職(基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職(以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者(基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原

則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新条例第12条の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

第8条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

議第106号

定年延長制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するにつ  
いて

定年延長制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定するもの  
とする。

令和4年11月18日提出

多治見市長 古川 雅典

定年延長制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例

(多治見市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第1条 多治見市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成16年条例第33号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(多治見市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第2条 多治見市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成15年条例第28号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第10条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(多治見市の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第3条 多治見市の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号中「多治見市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第20号)」を「多治見市職員の定年等に関する条例(令和 年条例第 号。以下「定年条例」という。)」に、「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項中第5号を第

6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 定年条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第11条第4号中「多治見市職員の定年等に関する条例」を「定年条例」に、「引き続いて」を「引き続き」に改める。

第18条第1項及び第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第4条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成16年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号中「多治見市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第20号）」を「多治見市職員の定年等に関する条例（令和 年条例第 号。以下「定年条例」という。）」に、「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 定年条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

(多治見市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第5条 多治見市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第2号。以下「勤務時間条例」という。）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「第22条の4第1項」に「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項及び第2項、第4条第2項並びに第12条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(多治見市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第6条 多治見市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「多治見市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第20号）」を「多治見市職員の定年等に関する条例（令和 年条例第 号。以下「定年条例」という。）」に、「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 定年条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第8条の2第2号中「多治見市職員の定年等に関する条例」を「定年条例」に、「引き続いて」を「引き続き」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(3) 定年条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第8条の7の表第3条第1項ただし書、同条第2項ただし書、第4条第2項及び第12条第1項第1号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第8条の13の表第18条の9の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第8条の14の表中「、第12条第1項第1号及び第18条」を「及び第12条第1項第1号」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第9条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第10条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

(多治見市職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第7条 多治見市職員の分限の手續及び効果に関する条例（昭和26年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条第3項」を「第27条第2項及び第28条第3項」に、「及び休職」を「、休職及び降給」に改める。

第8条を第11条とし、第4条から第7条までを3条ずつ繰り下げ、第3条の見出しを「(降任、免職及び降給の手續)」に改め、同条中「又は免職する」を「免職し、又は降給する」に改め、同条を第6条とする。

第2条中「若しくは免職又は休職」を「、免職、休職又は降給」に改め、同条を第5条とし、第1条の次に次の3条を加える。

(降給の種類)

第2条 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意

に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。  
以下同じ。) とする。

(降格の事由)

第3条 任命権者は、職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合は、当該職員をその意に反して降格することができる。

(降号の事由)

第4条 任命権者は、人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして勤務実績が良くないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であって、必要があると認めるときは、当該職員をその意に反して降号することができる。

附則に次の3項を加える。

3 多治見市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第2号。以下「給与条例」という。）附則第17項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、第2条中「とする」とあるのは「並びに多治見市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第2号）附則第17項の規定による降給とする」とする。

4 第5条の規定は、給与条例附則第17項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、規則で定めるところにより、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

5 第6条の規定は、給与条例附則第17項の規定による降給の場合には、適用しない。

(多治見市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第8条 多治見市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第4条中「給料の月額」を「その発令の日に受ける給料の月額」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものと

する。

(多治見市職員の給与に関する条例の一部改正)

第9条 多治見市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条の2の見出しを「(定年前再任用短時間勤務職員の給料月額)」に改め、同条第1項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」を「第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」に、「その者」を「当該定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用職員の」を「定年前再任用短時間勤務職員の」に、「とする」を「に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を31時間で除して得た数を乗じて得た額とする」に改め、同条第2項を削る。

第6条第1項及び第3項中「その者」を「当該職員」に改める。

第15条第1項中「場合には」を「場合には、」に改め、同条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「100分の100」を「100分の100」に改め、同条第4項及び第5項中「場合は」を「場合には」に改める。

第18条の4第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第18条の7第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項第1号及び第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第18条の9中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則第10項中「もの」を「措置」に、「場合にあっては」を「場合には」に改める。

附則に次の7項を加える。

17 当分の間、職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第19項において「特定日」という。）以後、当該職員の給料月額は、当該職員に適用される給料表のうち、第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項及び第4項の規定により当該職員の受ける号給に応じた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、

50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

18 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的任用職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 多治見市職員の定年等に関する条例(令和 年条例第 号。以下「定年条例」という。)第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

(3) 定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

19 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、特定日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第17項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が特定日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(市長が定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、特定日給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

20 特定日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第17項の規定を受ける職員に限り、附則第19項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員と権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が定めるところにより、附則第19項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

21 前2項の規定による給料を支給される職員以外の附則第17項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として

支給する。

22 前3項の規定による給料を支給される職員に対する第18条の4第5項（第18条の7第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「給料の月額」とあるのは、「給料月額と附則第19項、第20項又は第21項の規定による給料の額との合計額」とする。

23 附則第17項から前項までに定めるもののほか、附則第17項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

別表第1職員の区分の欄中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に改め、同表中再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員		150,200	172,200	204,200	219,700	231,800	252,100	285,400
---------------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

（多治見市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第10条 多治見市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成16年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同項第2号中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

（多治見市職員退職手当に関する条例の一部改正）

第11条 多治見市職員退職手当に関する条例（昭和28年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は」を削り、同条第2項中「法第22条の2第1項第1号」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第1号」に改める。

第4条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

第5条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改め、同条第2項中「(前項)」を「(同項)」に改める。

第5条の3中「15年」を「20年」に改める。

第8条の4第1項中「除く。以下」を「除く。第9条第4項において」に、「以下「調整月額」」を「以下この項及び第5項において「調整月額」」に改める。

第10条の2第1項第1号中「15年」を「20年」に改める。

第12条第4項中「職員が、」を「職員が」に、「」とする」を「」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他市の規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして市の規則で定める職員が市の規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定による期間に参入しない」に改め、同条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

第15条第1項第1号及び同条第5項第2号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第16条の見出し中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第1項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条第1項各号列記以外の部分中「にあつては」を「には」に改め、同項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第19条第1項中「この条において同じ」を「この項から第6項までにおいて同じ」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第2項及び第3項中「にあつては」を「には」に改め、同条第4項中「禁錮」を「禁錮」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第3項から附則第8項までを削る。

附則第9項中「（多治見市職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年条例第23号。以下「条例第23号」という。）附則第5項の規定に該当する者

を除く。）」を削り、「附則第9項」を「附則第3項」に改め、同項を附則第3項とする。

附則第10項中「（条例第23号附則第6項の規定に該当する者を除く。）」を削り、「第5条の2」の次に「及び附則第14項」を加え、同項を附則第4項とする。

附則第11項中「（条例第23号附則第7項の規定に該当する者を除く。）」を削り、「第5条」の次に「又は附則第12項」を加え、「附則第9項」を「附則第3項」に改め、同項を附則第5項とする。

附則第12項を附則第6項とし、附則第13項から附則第15項までを6項ずつ繰り上げる。

附則第16項中「平成34年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、同項を附則第10項とする。

附則に次の7項を加える。

（令和5年4月1日以後に退職する者に関する経過措置）

- 11 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第11項」とする。
- 12 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第12項」とする。
- 13 多治見市職員の給与に関する条例附則第17項及び第19項の規定による職員の給料月額改定は、第5条の2第1項に規定する給料月額の減額改定に該当しないものとする。
- 14 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者に対する第5条の3及び第8条の3の規定の適用については、第5条

の3中「定年に達する日」とあるのは「60歳に達する日」と、「6月」とあるのは「零月」と、同条の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第8条の3の表第8条の項、第8条の2第1号の項及び第8条の2第2号の項中「退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは「60歳と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3」とする。

- 15 当分の間、第4条第1項第4号及び第5条第1項（第1号及び第5号を除く。）に規定する者に対する第5条の3の規定の適用及び第10条の2の規定の適用については、第5条の3及び第10条の2第1項第1号中「20年を」とあるのは「15年を」とし、第5条の3中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、及び第10条の2第1項第1号中「定年」とあるのはそれぞれ「60歳」とする。
- 16 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であつて60歳に達する日前に退職したときにおける第5条の3及び第8条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第8条の3の表第8条の項、第8条の2第1号の項及び第8条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは、「60歳と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。
- 17 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であつて60歳に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第8条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第8条の3の表第8条の項、第8条の2第1号の項及び第8条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定め

られているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

(多治見市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第12条 多治見市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第3項」に、「短時間勤務の職を占める職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条に次の1項を加える。

5 第3項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員の手当の種類は、第3項に定める手当の種類から管理職手当、管理職員特別勤務手当及び退職手当を除いた種類とする。

第18条の見出しを「（定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外）」に改め、同条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(多治見市職員の再任用に関する条例の廃止)

第13条 多治見市職員の再任用に関する条例（平成13年条例第4号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(改正後の多治見市職員の給与に関する条例における暫定再任用職員に関する経過措置)

第2条 暫定再任用職員（多治見市職員の定年等に関する条例（令和 年条例第 号）附則第5条第4項に規定する暫定再任用職員をいう。以下同じ。）（同条例附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。附則第5条において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用

短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される第9条の規定による改正後の多治見市職員の給与に関する条例（以下この条において「新給与条例」という。）第3条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた給料月額に勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間を第5条の規定による改正後の多治見市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「地方公務員育休法」という。）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、多治見市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第4号）第8条の7の規定により読み替えられた勤務時間条例第2条第1項ただし書の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第5条の2第1項の規定を適用する。

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第15条第3項の規定を適用する。

5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第18条の4第3項、第18条の7第2項第2号及び第18条の9の規定を適用する。

（改正後の勤務時間条例における暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

第3条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、勤務時間条例第2条第2項、第3条第1項ただし書及び第2項ただし書、第4条第2項並びに第12条第1項第1号の規定を適用する。

（改正後の多治見市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例における暫定再任用職員に関する経過措置）

第4条 暫定再任用職員のうち、多治見市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例第1条に規定する職員であるものは、第10条の規定による改正後の多治見市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例第2条第1項第2号に規定する職

員とみなして、同号の規定を適用する。

（改正後の多治見市職員退職手当に関する条例における暫定再任用職員に関する経過措置）

第5条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第11条の規定による改正後の多治見市職員退職手当に関する条例の規定を適用する。

（その他の暫定再任用職員に関する経過措置の規則への委任）

第6条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、規則で定める。

## 議第107号

多治見市議会議員及び多治見市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び多治見市議会議員及び多治見市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正するについて

多治見市議会議員及び多治見市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例（平成6年条例第31号）及び多治見市議会議員及び多治見市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例（平成19年条例第20号）の一部を次のように改正するものとする。

令和4年11月18日提出

多治見市長 古川 雅典

多治見市議会議員及び多治見市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び多治見市議会議員及び多治見市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

（多治見市議会議員及び多治見市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正）

第1条 多治見市議会議員及び多治見市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例（平成6年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改める。

第4条第1項第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

（多治見市議会議員及び多治見市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部改正）

第2条 多治見市議会議員及び多治見市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する

条例（平成19年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第4条第1項中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の多治見市議会議員及び多治見市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の規定及び第2条の規定による改正後の多治見市議会議員及び多治見市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

## 議第108号

多治見市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正するについて

多治見市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和52年条例第2号）の一部を次のように改正するものとする。

令和4年11月18日提出

多治見市長 古川 雅典

多治見市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第1条 多治見市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和52年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「100分の212.5」を「100分の222.5」に改める。

第2条 多治見市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「100分の212.5」を「100分の217.5」に、同項第2号中「100分の222.5」を「100分の217.5」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の多治見市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）第5条の規定は、令和4年12月1日（次項において「適用日」という。）から適用する。
- 3 第1条の規定による改正前の多治見市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて適用日から施行日の前日までの間に支払われた期

末手当は、改正後の条例の規定に基づいて支払われる期末手当の内払とみなす。

議第109号

多治見市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正するにつ  
いて

多治見市常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和44年条例第2号）の一部を次  
のように改正するものとする。

令和4年11月18日提出

多治見市長 古川 雅典

多治見市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 多治見市常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和44年条例第2号）の一  
部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「100分の212.5」を「100分の222.5」に改める。

第2条 多治見市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「100分の212.5」を「100分の217.5」に改め、同項第2号  
中「100分の222.5」を「100分の217.5」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第2  
条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の多治見市常勤の特別職職員の給与に関する条例（次  
項において「改正後の条例」という。）第5条の規定は、令和4年12月1日（次項  
において「適用日」という。）から適用する。
- 3 第1条の規定による改正前の多治見市常勤の特別職職員の給与に関する条例の規  
定に基づいて適用日から施行日の前日までの間に支払われた期末手当は、改正後の  
条例の規定に基づいて支払われる期末手当の内払とみなす。

議第110号

多治見市職員の給与に関する条例等の一部を改正するについて

多治見市職員の給与に関する条例等の一部を次のように改正するものとする。

令和4年11月18日提出

多治見市長 古川 雅典

多治見市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(多治見市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 多治見市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第18条の7第2項第1号中「100分の95」を「100分の105」に、「100分の115」を「100分の125」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の50」に、「100分の55」を「100分の60」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

一般職給料表

（単位 円）

職員の区分	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額						
再任用職員以外の職員	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400

24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800

53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	

82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300		
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600		
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800		
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000		
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300		
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600		
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800		
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000		
94		294,900	342,600				
95		295,200	343,100				
96		295,600	343,500				
97		295,800	343,700				
98		296,100	344,100				
99		296,500	344,500				
100		296,900	344,800				
101		297,100	345,100				
102		297,400	345,500				
103		297,800	345,900				
104		298,100	346,300				
105		298,300	346,800				
106		298,600	347,200				
107		299,000	347,600				
108		299,300	348,000				
109		299,500	348,500				
110		299,900	348,900				

	111		300,300	349,200				
	112		300,600	349,500				
	113		300,800	350,000				
	114		301,000					
	115		301,300					
	116		301,700					
	117		301,900					
	118		302,100					
	119		302,400					
	120		302,700					
	121		303,100					
	122		303,300					
	123		303,600					
	124		303,900					
	125		304,200					
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

第2条 多治見市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条の7第2項第1号中「100分の105」を「100分の100」に、「100分の125」を「100分の120」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の47.5」に、「100分の60」を「100分の57.5」に改める。

(多治見市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 多治見市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の215」を「100分の225」に改める。

別表第1 1の項中「375,000」を「376,000」に改める。

第4条 多治見市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の225」を「100分の220」に改める。

(多治見市一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部改正)

第5条 多治見市一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（平成15年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の215」を「100分の225」に改める。

別表第1 1の項中「397,000」を「398,000」に改める。

第6条 多治見市一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の225」を「100分の220」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（多治見市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定、第3条の規定（多治見市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）別表第1の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定及び第5条の規定（多治見市一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の

特例に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）別表第1の改正規定に限る。）による改正後の任期付研究員条例の規定は、令和4年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

- 3 第1条の規定（給与条例第18条の7第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定、第3条の規定（任期付職員条例第9条第2項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定及び第5条の規定（任期付研究員条例第6条第2項の改正規定に限る。）による改正後の任期付研究員条例の規定は、令和4年12月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 第1条の規定による改正後の給与条例、第3条の規定による改正後の任期付職員条例又は第5条の規定による改正後の任期付研究員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例、第3条の規定による改正前の任期付職員条例又は第5条の規定による改正前の任期付研究員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例、第3条の規定による改正後の任期付職員条例又は第5条の規定による改正後の任期付研究員条例の規定による給与の内払とみなす。

議第111号

多治見市子育て支援会議条例の一部を改正するについて

多治見市子育て支援会議条例（平成25年条例第28号）の一部を次のように改正するものとする。

令和4年11月18日提出

多治見市長 古川 雅典

多治見市子育て支援会議条例の一部を改正する条例

多治見市子育て支援会議条例（平成25年条例第28号）の一部を次のように改正する。  
第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議第112号

多治見市勤労者センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
について

多治見市勤労者センターの設置及び管理に関する条例（昭和59年条例第5号）の一部を次のように改正するものとする。

令和4年11月18日提出

多治見市長 古川 雅典

多治見市勤労者センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
多治見市勤労者センターの設置及び管理に関する条例（昭和59年条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第9条関係）

区分	単位	専用使用料	冷暖房使用料
大研修室	午前9時から始まる1時間ごとの区分	520円	210円
小研修室		250円	100円
会議室A		130円	100円
会議室B		130円	100円
会議室C		130円	100円

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただ

し、次項の規定は、公布の日から施行する。

- 2 改正後の別表に規定する小研修室及び会議室Cの使用の許可の申請の受付、使用の許可その他この条例を施行するために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

議第119号

工事請負契約の締結について

笠原中央公民館大規模改修工事 建築工事について、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和4年11月18日提出

多治見市長 古川 雅典

- 1 契約の目的 笠原中央公民館大規模改修工事 建築工事
- 2 契約の方法 事後審査型制限付き一般競争入札
- 3 契約金額 一金 509,300,000円
- 4 契約の相手方 多治見市大正町3-67  
株式会社飯田建設  
代表取締役 飯田 道広

議第120号

工事請負契約の締結について

笠原中央公民館大規模改修工事 電気設備工事について、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和4年11月18日提出

多治見市長 古川 雅典

- 1 契約の目的 笠原中央公民館大規模改修工事 電気設備工事
- 2 契約の方法 事後審査型制限付き一般競争入札
- 3 契約金額 一金 207,680,000円
- 4 契約の相手方 松本・高電特定建設工事共同企業体  
代表構成員 多治見市光ヶ丘2-29  
株式会社松本電気設備  
代表取締役社長 松本 達  
構成員 多治見市宝町3-30-2  
株式会社高電  
代表取締役 中島 織衣

議第121号

工事請負契約の締結について

笠原中央公民館大規模改修工事 機械設備工事について、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和4年11月18日提出

多治見市長 古川 雅典

- 1 契約の目的 笠原中央公民館大規模改修工事 機械設備工事
- 2 契約の方法 事後審査型制限付き一般競争入札
- 3 契約金額 一金 231,000,000円
- 4 契約の相手方 イナガキ・東濃設備特定建設工事共同企業体  
代表構成員 多治見市赤坂町1-90-3  
イナガキ工業株式会社  
代表取締役社長 稲垣 善文  
構成員 多治見市錦町4-57  
東濃設備工業株式会社  
代表取締役 酒井 洋行

議第122号

公有財産の無償貸付けについて

次の財産を無償貸付けするについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年11月18日提出

多治見市長 古川 雅典

- 1 所在地 多治見市高田町長湫1番10の一部 他7筆
- 2 面積 115,011平方メートル
- 3 相手方 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号  
東海旅客鉄道株式会社中央新幹線推進本部中央新幹線建設部  
名古屋建設部長 加藤 均
- 4 理由 リニア中央新幹線の整備事業の用（ガイドウェイの置き場）に供するものであり、相手方が造成に関し負担金を拠出しているため。
- 5 貸付期間 取得の日から令和11年3月31日まで

議第123号

土地の取得について

普通財産として、次の土地を取得するものとする。

令和4年11月18日提出

多治見市長 古川 雅典

- 1 所在地番 多治見市高田町長湫1番10の一部 他13筆
- 2 地目 山林 他
- 3 取得予定面積 187,881平方メートル
- 4 取得予定価格 一金 1,900,000,000円
- 5 取得の相手方 多治見市日ノ出町2丁目15番地  
多治見市土地開発公社  
理事長 佐藤 喜好

## 議第124号

### 指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年11月18日提出

多治見市長 古川 雅典

#### 1 施設の名称

多治見市笠原児童館

#### 2 指定管理者の名称等

東京都豊島区東池袋1-44-3池袋ISPタマビル

特定非営利活動法人ワーカーズユープ

代表理事 田嶋 羊子

#### 3 指定期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで（1年間）

議第125号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年11月18日提出

多治見市長 古川 雅典

1 施設の名称

多治見市坂上児童館

2 指定管理者の名称等

東京都豊島区東池袋1-44-3池袋ISPタマビル

特定非営利活動法人ワーカーズユープ

代表理事 田嶋 羊子

3 指定期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで（1年間）

議第126号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年11月18日提出

多治見市長 古川 雅典

1 施設の名称

多治見市養正公民館

2 指定管理者の名称等

多治見市豊岡町1丁目55番地

公益財団法人多治見市文化振興事業団

理事長 青山 崇

3 指定期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで（1年間）

## 議第127号

### 東濃5市消防通信指令事務協議会規約を定める協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項の規定による東濃5市消防通信指令事務協議会規約を定める協議について、同条第3項本文の規定により、議会の議決を求める。

令和4年11月18日提出

多治見市長 古川 雅典

### 東濃5市消防通信指令事務協議会規約

#### （協議会の目的）

第1条 この協議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項の規定に基づき、消防通信指令に関する事務を消防通信指令施設において共同して管理し、及び執行することにより、複雑多様化する消防需要に広域的に対応し、もって消防事務の高度化による消防力の強化を図ることを目的とする。

#### （協議会等の名称）

第2条 協議会は、東濃5市消防通信指令事務協議会（以下「協議会」という。）という。

2 消防通信指令に関する事務を共同して管理し、及び執行する施設は、東濃5市消防指令センターという。

#### （協議会を設ける市）

第3条 協議会は、多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市及び土岐市（以下「関係市」という。）が、これを設ける。

#### （協議会の担任する事務）

第4条 協議会は、関係市の区域における災害通報の受信、出動指令、通信統制及び情報の収集伝達の事務（以下「担任事務」という。）を管理し、及び執行する。

(協議会の事務所)

第5条 協議会の事務所は、瑞浪市北小田町2丁目176番地の2東濃5市消防指令センター内に置く。

(協議会の組織)

第6条 協議会は、会長及び委員9人をもってこれを組織する。

(会長)

第7条 会長は、関係市の消防長の職にある者（以下「各消防長」という。）のうちから、関係市の長が、その協議により選任する。

2 会長は、非常勤とする。

(委員)

第8条 委員は、各消防長（会長である者を除く。）及び各消防長が指名する者のうちから、関係市の長が、その協議により選任する。

2 委員は、非常勤とする。

(会長の職務代理)

第9条 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定した委員が会長の職務を代理する。

(職員)

第10条 担当事務に従事する職員（以下「職員」という。）の定数及び当該定数の関係市間における配分については、関係市の長が協議により、これを定める。

2 各消防長は、それぞれの消防職員のうちから、当該消防長が所属する市の長の承認を得て、前項の規定により配分された定数の職員を選任するものとする。

3 会長は、職員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は職員に職務上の義務違反その他職員たるに適しない非行があると認めるときは、当該職員を選任した消防長の職にある者に意見を聴き、その解任を求めることができる。

(事務処理のための組織)

第11条 会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）を経て、担当事務を処理するために必要な組織を設けることができる。

(会議)

第12条 会議は、担当事務の管理及び執行に関する基本的な事項を決定する。

(会議の招集)

第13条 会議は、会長がこれを招集する。

2 会長は、委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、これを招集しなければならない。

3 会議の開催の日時及び場所は、会議に付議すべき事項とともに、会長があらかじめこれを委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第14条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会議で定める。

(関係市の長等の名においてする事務の管理及び執行)

第15条 協議会は、担当事務を関係市の長又は消防長の名において管理し、及び執行する場合においては、当該担当事務に関する瑞浪市の条例等（条例、規則その他の規程をいう。以下同じ。）を関係市の当該担当事務に関する条例等とみなして、当該担当事務をその定めるところにより管理し、及び執行するものとする。

2 瑞浪市は、担当事務に関する条例等を制定し、又は改廃しようとする場合においては、あらかじめ関係市（瑞浪市を除く。次項及び次条第3項において同じ。）と協議しなければならない。

3 瑞浪市長は、担当事務に関する条例等が制定され、又は改廃された場合においては、その旨を関係市の長及び会長に通知しなければならない。

(経費の支弁の方法)

第16条 担当事務の管理及び執行に要する経費は、関係市が負担する。

2 前項の規定により関係市が負担すべき額は、別に定める負担割合によるものとする。

3 関係市は、前項の規定による負担金を、瑞浪市に納付しなければならない。

(財産の取得、管理及び処分の方法)

第17条 担当事務の用に供する財産は、関係市が協議して取得し、又は処分するものとし、当該財産の管理は、協議会がこれを行う。

2 協議会は、前項の財産の管理を行う場合においては、当該管理に関する瑞浪市の条例等を関係市の当該管理に関する条例等とみなして、当該管理をその定めるところにより行うものとする。

3 第15条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による財産の管理について準用する。この場合において、第15条第2項及び第3項の規定中「担当事務」とあるのは「担当事務の用に供する財産の管理」と読み替えるものとする。

(その他の財務に関する事項)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会の財務に関しては、地方自治法に定める普通地方公共団体の財務に関する手続の例による。

(協議会の解散の場合の措置)

第19条 協議会が解散した場合における担当事務の承継については、関係市が協議して定める。

(協議会の規程)

第20条 協議会は、この規約に定めるもののほか、担当事務の管理及び執行その他協議会に関して必要な事項について規程を設けることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和4年12月6日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規約の施行の日から令和8年3月31日までの期間においては、第4条の規定中「の事務」とあるのは「の準備に関する事務」とする。

2 前項に規定する期間においては、第5条の規定にかかわらず、同条中「瑞浪市北小田町2丁目176番地の2東濃5市消防指令センター」とあるのは「瑞浪市土岐町112番地の1瑞浪市消防本部」とする。

議第128号

東濃西部広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、東濃西部広域行政事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を次のとおり変更する協議について、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和4年11月18日提出

多治見市長 古川 雅典

東濃西部広域行政事務組合同規約の一部を改正する規約

東濃西部広域行政事務組合同規約（昭和47年岐阜県指令地第776号）の一部を次のように改正する。

第3条第7号中「及び恵那市」を「、恵那市及び東濃中部病院事務組合」に改める。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。